

表題部に関する登記業務の嘱託を
公益社団法人福岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
に委託していただく理由

1. 公益社団法人福岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下、「当協会」という）は表題部に関する登記専門の国家資格者である土地家屋調査士のみで構成された団体です。
2. 当協会は公益社団法人です。公益社団法人であるため、価格競争原理に基礎を置く入札制度には基本的になじまず随意契約に適している団体です。報酬は国土交通省の技術者単価に基づき積算されております。
3. 当協会との業務契約に基づく登記業務は、社員に対して復代理人制で処理しており、当該業務を担当した社員が死亡または資格喪失しても協会が責任をもって対処します。
4. 京都登記測量業務委託裁判控訴審判決により、当協会との業務契約は一括委託もしくは随意契約の方法によっても、その設立趣旨より違法ではないとされています。
5. 当協会社員は多数が各地域に組織化して存在しているため、大型事件・大量事件等に地域の実情をふまえつつ迅速・正確な対応ができます。
6. 当協会は、複雑・困難な登記、過去の未解決登記等に対処することができます。
7. 土地家屋調査士の資格の認可は法務大臣が行い、登記行政の所管庁である法務局の監督下にあることから、過誤の登記及び善管注意義務違反等発生すれば処分を受けるという厳しい職責を負っています。
8. 土地家屋調査士業務は土地家屋調査士法に依って行ない、土地家屋調査士会会則に定められている「調査・測量実施要領」に則って公正・正確・誠実な業務をしなければならない規定があり、違反すると処罰の対象になります。
9. 法務局発注の地図整備作業及び地図混乱地区解消のための不動産登記法第14条地図製作作業等で地図づくりに協力しており、法務行政の一翼を担うという実績の下に厚い信頼を得ています。
10. 昭和60年の司法書士法及び土地家屋調査士法の改正により、法務大臣の監督の下、当協会が、公益法人としての設立を認められるに至った経緯には、国民生活の根幹をなすインフラ整備に果たす不動産登記制度の重要性に鑑み、嘱託登記手続の迅速・正確性の確保又は官公署等の事務負担の軽減を図ることにあります。

公益社団法人

福岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会